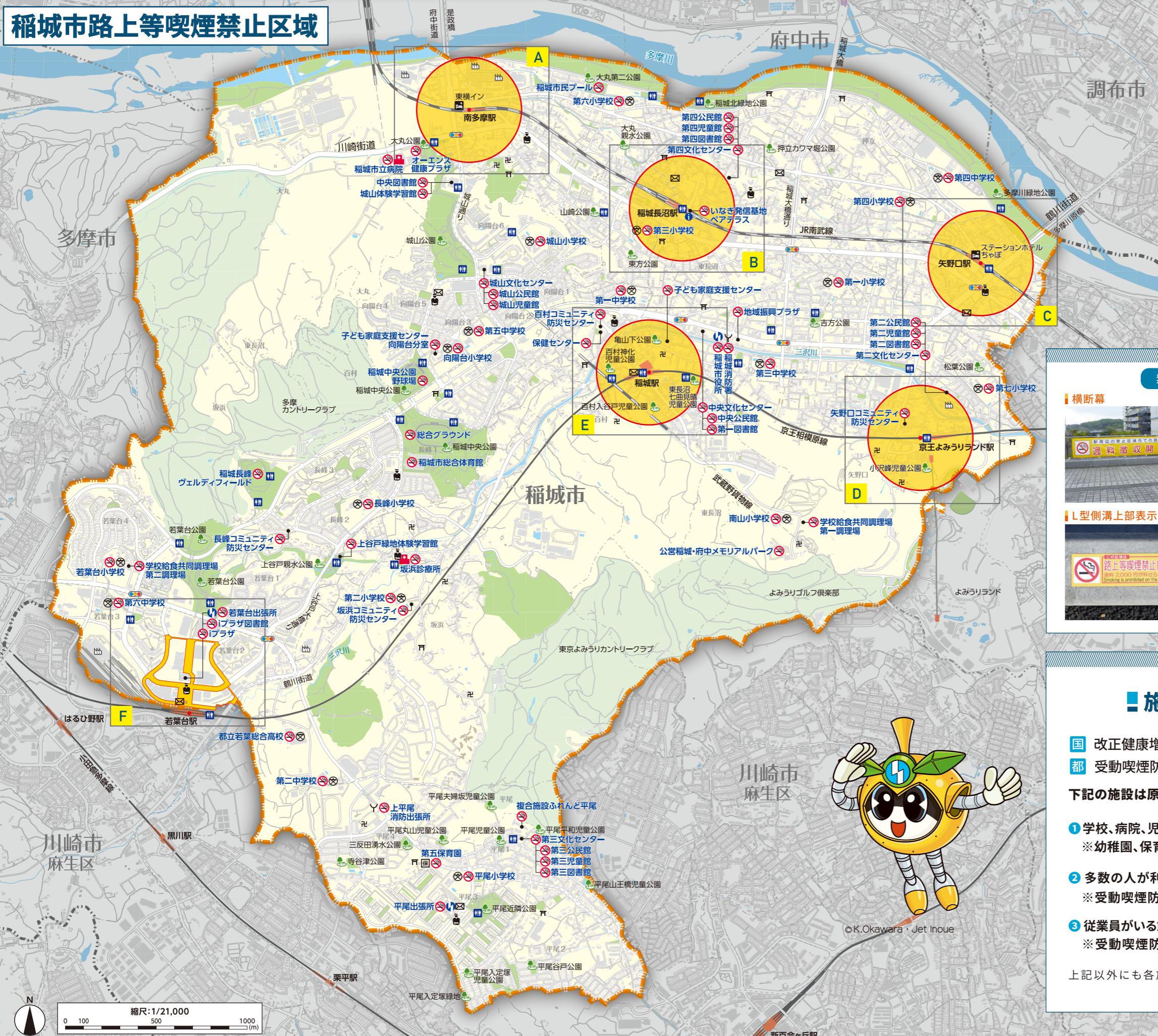


稻城市路上等喫煙禁止区域



凡例

規制対象公共施設

路上等喫煙禁止区域

- | | |
|-----------|-------|
| 稻城市役所・出張所 | 公園 |
| 警察・交番・駐在所 | 観光案内所 |
| 消防署・出張所 | 公衆トイレ |
| 病院・診療所 | ホテル |
| 郵便局 | JR |
| 学校 | 私鉄 |
| 保育園 | 都県境界線 |
| 工場 | 市区境界線 |
| 神社 | 大字境界線 |
| 寺院 | 小字境界線 |

禁止区域内には様々な啓発物を設置しています。



施設等の喫煙規制について

国 改正健康増進法(令和2年4月1日全面施行)

都 受動喫煙防止条例(令和2年4月1日全面施行)

下記の施設は原則屋内禁煙です。違反者等には、過料が科せられます。

- ① 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など(敷地内についても禁煙)
※幼稚園、保育所、小・中・高校以外は、建物の屋外に喫煙場所の設置可
- ② 多数の人が利用する施設(体育館、集会場、事務所など)
※受動喫煙防止措置がとられた喫煙専用室等での喫煙可
- ③ 従業員がいる飲食店
※受動喫煙防止措置がとられた喫煙専用室等での喫煙可

上記以外にも各施設で独自の喫煙規制を定めている場合があります。

